

資料番号	5
------	---

令和6年9月26日
課名 土木建築局建設産業課
担当者 課長 田中
内線 3820

## 令和6年度「建設業取引適正化推進期間」について

### 1 要旨・目的

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

毎年度、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、建設業の取引適正化や法令順守に関する活動を集中的に行う。

### 2 現状・背景

依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る必要がある。

### 3 概要

#### (1) 実施主体

国土交通省、都道府県

#### (2) 実施期間

令和6年10月1日(火)～12月28日(土)

#### (3) 場 所

—

#### (4) 実施内容

ア 建設業者等を対象とした講習会の開催

日 程	内 容	会 場
10月24日(木)	建設業法に関する講習会 ～みんなで守る適正取引～ (国土交通省、広島県共催)	広島合同庁舎 1号館付属棟2階大会議室 広島市中区上八丁堀6-30
11月20日(水)		広島県福山庁舎 第1庁舎 第141会議室 福山市三吉町一丁目1-1

#### イ 立入検査の実施

期間内は、地方整備局の建設Gメンによる実地調査を重点的に実施するほか、この実地調査や下請取引等実態調査、通報等により、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行う

#### ウ 広報等

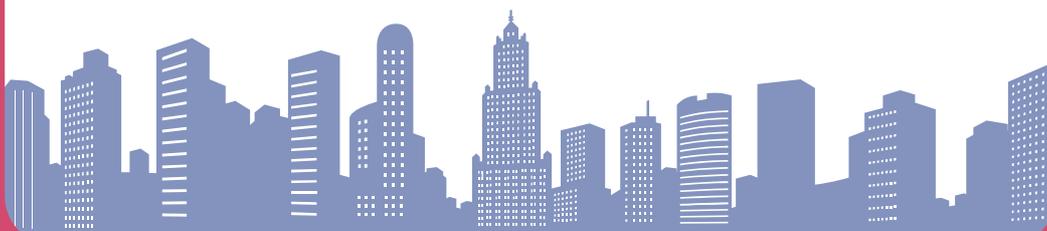
建設業取引の適正化について、国土交通省が作成し配布するポスターを、国関係機関、各都道府県、市区町村及び建設業関係団体において掲示するほか、各種相談窓口等についても各種媒体を活用した広報を行う。

～ みんなで守る適正取引 ～

# 請負代金や工期設定は 適正ですか？



一方的な指値発注や請負代金の減額をしていませんか？



不適正な取引の改善のため、当該期間では「建設Gメン」が重点的に調査を行います。



令和6年度10・11・12月は

## 建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

検索

主催 国土交通省、都道府県

協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構